

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋2階で弁点検をしていた協力企業作業員1名が、作業後に事務所に戻り休憩中、体調が悪くなったため、救急車を要請、病院で診察の結果、熱中症と診断、熱中症の予防について注意喚起。	G	7月21日公表済み

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器ガス抜き弁用電動弁点検時、フレキシブル電線管に破損(割れ)が認められたため、当該電線管を交換。	G	
2	1号機	復水・給水系低圧復水ポンプ(A)用電動機点検時、軸受温度検出器ケーブルの保護管に亀裂が認められたため、当該保護管を交換。	G	
3	1号機	復水器過装置の電動弁点検時、部品(ステムナット)に摩耗(6台)が認められたため、当該ナットを交換。	G	
4	1号機	取水設備レーキ付バースクリーン(A)点検時、中継箱接続のフレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換。	G	
5	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(18-23)の手動弁(105弁)点検時、弁体にキズ(ごみ噛み)が認められたため、当該弁体を交換。	G	
6	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(26-23)の手動弁(103弁)点検時、弁体にキズ(ごみ噛み)が認められたため、当該弁体を交換。	G	
7	1号機	主復水器連続洗浄装置(B1)ブースターポンプ用電動機点検時、フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換。	G	
8	1号機	タービン建屋排気ファン(C)電動機点検時、負荷側の軸受けと軸受けケースの嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	
9	1号機	所内電源設備直流±24V充電器盤(B)において、電圧計の切替スイッチに動作不良(切替できない)が認められたため、当該スイッチを点検。	G	
10	1号機	復水器過装置において、ろ過器(L)内板(ガセットプレート)のライニングに微小穴(1箇所)が認められたため、当該ライニングを補修。	G	
11	1号機	原子炉給水ポンプ用タービン高圧主蒸気止め弁(B)点検時、主弁の蓋の部品(金具)のピンの穴あけ部に余裕がなくなったため、当該金具を交換。	G	
12	3号機	取水設備スクリーン門型クレーンにおいて、走行電動機に異音(ガー音)が認められたため、当該電動機を点検。	G	